介護保険施設・障害者支援施設等入所者の圏域内料金の適用について

【概要】

圏域市町（大仙市、仙北市、美郷町）に居住していた方が、介護等の理由により圏域外の介護保険施設や障害者支援施設などに入所したのちに亡くなり、中央斎場、南部斎場、北部斎場を利用する場合の使用料は圏域外住民料金としていましたが、令和２年１月２日以降に利用する方から圏域内住民と同じ料金となります。

斎場使用許可申請時に圏域外住民料金を負担していただき、ご遺族の還付申請手続きにより圏域内住民料金との差額を還付します。

１　対象となる方

施設等への入所のため圏域市町外に転出した方で、次のいずれかに該当する方。

（１）死亡時に国民健康保険法の住所地特例対象施設に入所または入居し、圏域市町の国民健康保険被保険者であった方。

（２）死亡時に後期高齢者医療制度の住所地特例対象施設に入所または入居し、圏域市町（秋田県後期高齢者医療広域連合）の被保険者であった方。

（３）死亡時に障害者総合支援法の特定施設入所障害者であって、圏域市町の介護給付費等の支給決定を受けていた方。

（４）死亡時に介護保険法の住所地特例対象施設に入所または入居し、大曲仙北広域市町村圏組合の介護保険被保険者であった方。

（５）死亡時に生活保護の保護施設に入所または入居し、大仙市、仙北市または秋田県南福祉事務所（美郷町）の保護を受けていた方。

２　還付手続きについて

（１）申請いただく方

斎場使用許可申請者と同一の方。

（２）申請に必要な書類

①斎場使用料還付申請書

還付申請者が斎場使用許可申請者と異なる場合は、亡くなられた方との関係を証する資料。

②斎場使用料の領収証（原本）

③還付の要件に該当することが確認できる資料（写し）（要件に該当するもの）

・国民健康保険被保険者証　・後期高齢者医療被保険者証

・障害福祉サービス受給者証　・介護保険被保険者証　・生活保護受給証明書

④振込先がゆうちょ銀行の場合

通帳のカナ氏名、支店番号、口座番号を掲載したページの写し。

（３）申請書提出先・問い合わせ先

大曲仙北広域市町村圏組合 事務局 管理課

大仙市大曲栄町１３番４７号（大曲消防署４階）　電話０１８７－６２－５１８７

【住所地特例とは】

介護保険制度では、６５歳以上の方（第１号被保険者）と４０歳以上６５歳未満の医療保険に加入している方は、住所を有する市町村の介護保険の被保険者となる「住所地主義」が原則となっていますが、他市町村の介護保険施設等に入所・入居することにより、市町村を越えて住所を変更した場合には、住所変更前の市町村の被保険者となります。これを「住所地主義の特例（住所地特例）」といいます。

国民健康保険制度でも同様に「住所地特例」の仕組みがあります。国民健康保険では、病院・診療所への入院や障害者支援施設入所等への入所も対象です。

【居住地特例とは】

障害者総合支援法における自立支援給付の支給決定、認定等については、障害者または障害児の保護者の居住地の市町村が行うことが原則となっていますが、施設が所在する市町村の支給決定事務や費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居等については、入所等する前に居住地を有していた市町村が支給決定事務の実施主体となります。